

大契第 号
平成 年 月 日

様

大阪市契約管財局長 ○ ○ ○ ○

競争入札参加停止措置期間変更通知書

このたび、次のとおり平成 年 月 日付大契第 号による競争入札参加停止措置を変更することとしたので通知します。

記

1 変更事項

停止措置期間について「平成 年 月 日から平成 年 月 日まで」を「平成 年 月 日から平成 年 月 日まで」に変更する。

2 変更理由

※ 上記措置期間の変更に関して不服がある方は、本通知を受け取った日（郵送の場合は到達日）の翌日から起算して14日（日曜日、土曜日、祝日及び12月29日から1月3日までを含まない。）以内に、苦情申立てを行うことができます。

また、措置期間中に当該措置に関する事情変更があった場合、当該措置の解除又は措置期間の短縮が行われないことについて不服がある方は、措置期間内であればいつでも、苦情申立てを行うことができます。

手続の詳細については、大阪市電子調達システムにおいて公開されている「大阪市競争入札参加停止措置に係る苦情処理手続要領」をご覧ください。